

不利益処分に関する処分基準 個票

経営管理部 管財課

不利益処分の内容	普通財産、行政財産の貸付契約の解除	
根拠法令等及び条項	栃木市財務規則第156条及び第157条	
処分基準	根拠条項	栃木市財務規則第156条及び第157条
	参考事項	地方自治法第238条4第9項
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成29年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市財務規則抜粋 (貸付契約の解除)</p> <p>第156条 財産管理者は、普通財産を貸し付けた場合において、法第238条の5第4項及び第6項に定めるもののほか、その貸付期間中に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、決裁者の決裁を受け、その貸付契約を解除することができる。</p> <p>(1) 貸付料を滞納したとき。</p> <p>(2) 貸付財産を転貸したとき。</p> <p>(3) 貸付財産を目的以外の用途に供したとき。</p> <p>(4) 貸付財産の原状を変更したとき。</p> <p>(5) 貸付財産の管理が良好でないとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、契約条項に違反したとき。</p> <p>(行政財産の貸付等)</p> <p>第157条 第154条から前条までの規定は、法第238条の4第2項の規定により行政財産を貸し付け、又は行政財産である土地に地上権若しくは地役権を設定する場合について、準用する。この場合において、これらの規定中「普通財産」とあるのは、「行政財産」と、前条中「法第238条の5第4項及び第6項」とあるのは「法第238条の4第5項において準用する法第238条の5第4項」と読み替えるものとする。</p>	